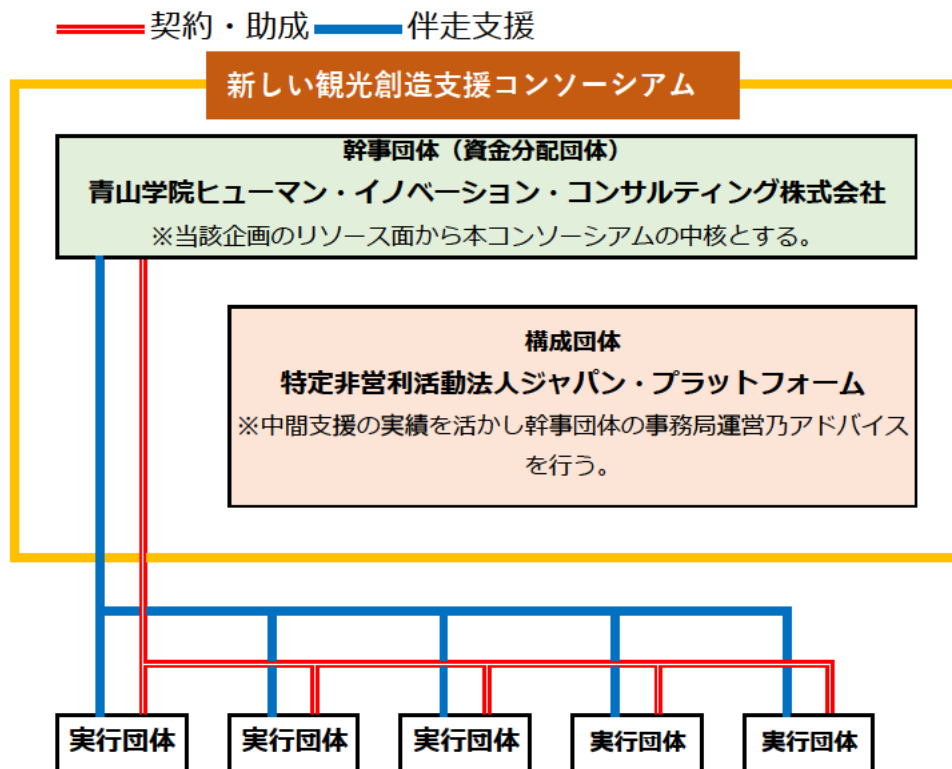


コンソーシアムの実施体制表

1.コンソーシアムを組成する目的

当該提案分野の実績とリソースが多く、専門性が高い青山学院ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社を幹事団体とし中核的機能を持たせ。助成事業や民間公益活動を支援する中間支援組織として実績等が豊富な特定非営利活動法人ジャンパン・プラットフォームを構成団体とし、事務局および当該助成事業運営のアドバイスをを行う。

2.コンソーシアム体制図



コンソーシアムに関する誓約書

令和3年 11月26日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

(コンソーシアムに参加する全ての構成団体に誓約していただきます)

構成団体の名称 青山学院ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社

代表者の氏名 玉木 欽也

構成団体の名称 特定非営利活動法人ジャパン・ブラ

代表者の氏名 永井 秀哉

我々、コンソーシアムに参加する全ての構成団体（以下、「構成団体」という）は、青山学院ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社（以下、「幹事団体」という）が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、この誓約に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記3に記載した誓約書等の内容については、相違ないことを申し添えます。

記

1. 構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。
2. 本誓約書にて誓約をした構成団体について、申請締め切り後、構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
3. 構成団体が申請に際して確認した事項等
 - (1) 欠格事由に関する誓約書（別紙1）
 - (2) 業務に関する確認書（別紙2）※要記載項目あり
 - (3) 情報公開同意書（別紙3）

※記入上の注意点

印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

(別紙 1)

欠格事由に関する誓約書

構成団体は、下記 1 から 4 のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。（以下（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に 10 年間保存してください。

(別紙2)

業務に関する確認書

構成団体は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、下記のとおり確認します。

記

1. 幹事団体が資金分配団体に選定された後、構成団体の役員について、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
2. 構成団体は、幹事団体が資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

- ※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。
- ※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※注意点

幹事団体が資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

情報公開同意書

構成団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という）が行う助成対象事業に関してコンソーシアムとしての助成の申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、本事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」も一読の上理解し、下記について JANPIA のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては JANPIA の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

記

1 選定結果の公表

選定結果の公表時に、幹事団体によって提出された、「申請事業分類」、「事業名（主題・副題）」、「団体名」、「所在地」、「申請した事業の名称及び概要」、「代表者名」、「解決すべき社会課題」、「事業期間」、「決定助成額または申請助成額」、「審査コメント」及び「助成額の根拠（資金計画書、事業計画書、評価計画書）※¹」を公表すること。

2 申請時提出書類の公開

申請時提出書類（参考資料は除く）の公開時に、幹事団体によって提出された、「公募システムに直接入力する申請情報」、「公募システムに添付する申請書類（助成申請書、資金計画書、役員名簿、情報公開同意書、規程類必須項目確認書、申請書類チェックリスト、定款、登記事項証明書（全部事項証明書）、事業報告書（過去3年分）、決算報告書類（過去3年分）※²、規程類）」を公開すること。

上記に加え、幹事団体によって提出された、「コンソーシアムの実施体制表、コンソーシアムに関する誓約書」、各構成団体の「規程類、規程類必須項目確認書、団体情報、役員名簿」を公開すること。

※¹ 選定団体のみ

※² ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料であり公開対象外